椎葉村造林事業検査要領

（趣旨）

第1　この要領は、造林事業の適正な実施と検査の厳正、適確を図るものとする。

（検査員）

第2　検査は、村長の指名する職員が行うものとする。

（検査の種類）

第3　検査の種類及びその内容は、次のとおりするものとする。

⑴　材料検査、使用材料の品質、規格、数量等について、使用の前にその適否を検査する。

⑵　中間検査は、椎葉村造林事業請負実施要綱第17条に基づいて、その適否を検査する。

（関係者の立会）

第4　検査に当たっては、事業関係者を現地に立ち合わせるものとする。

（検査の時期）

第5　検査は、次の時期に行うものとする。

⑴　材料検査

苗木その他の材料が搬入されたとき。

⑵　中間検査

事業費の部分払いの必要があるとき。

⑶　竣工検査

所定の竣工届を受領した日より14日以内

（検査の方法）

第6　検査員は、仕様等に基づいてその適否を検査するものとする。

（検査調査）

第7　検査員は、検査のうえ合格と認めた場合は、速やかに調書を村長に提出するものとする。

附則

この要領は、昭和53年5月1日から適用する。